

## 令和4年度第5回石狩市自治基本条例懇話会 議事録

日 時 令和4年10月28日（金） 18時00分～19時10分

場 所 市役所本庁舎3階 庁議室

出席者 佐藤克廣会長、竹口尊副会長、渡邊教門委員、渡邊隆之委員、今野博之委員、加藤英紀委員  
羽田美智代委員、久保田貴浩委員、嶋田拓馬委員（出席委員9名）

事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画課長 宇野博徳、企画課主査 幸田孝仁、企画課主査 芳賀武士、  
企画課主事 後藤大貴

傍聴者 1名

=====

【佐藤会長】

それでは定刻となりましたので、「第5回石狩市自治基本条例懇話会」を開催いたします。本日はご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日も、20時をめぐりに終了したいと思っておりますので、円滑な審議のご協力をお願いします。それでは早速、次第に沿って進めてまいります。まず、次第2「報告（1）第4回懇話会のふりかえり」です。事務局より報告をお願いいたします。

【事務局（芳賀主査）】

私から、自治基本条例解説についての意見を報告させていただきます。第6章第24条第3項では、「市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる」とあるが「必要な支援を行うことができる」では、市の意思が弱いと感じるため、「支援に努めるものとする」に改めたいかがか、という意見を、第3回懇話会でいただきまして、第4回懇話会では、『『できる』ではなく『努める』などの表現とした場合、そのように努力していくことを市の原則や方針とすることとなり、市民が市の支援を求めている場合においても市は支援をしていく必要があり、市民の自主性や自立性を損なう可能性があるため、『できる』という表現を用いております。』に修正すべきという意見をいただきました。

また、本懇話会の最後にまとめる「報告書」の「石狩市自治基本条例に関連する事項についての提言」の記載方法について、「懇話会での意見と修正内容まで記載すべき」という意見をいただきました。さらに、「市民参加によるまちづくりを進めるためには、市民が自治基本条例を身近に感じる必要があると思いますので、5年に一度の条例見直し時に限らず、定期的な周知啓発に努めていただきたい」という意見をいただきました。以上報告いたします。

【佐藤会長】

ただいま、事務局より、第4回懇話会でいただいた意見について報告がありました。追加や確認事項等がございますか。よろしいですか。詳しくはまた後で少し触れるかもしれません。それでは、次は、「報告（2）ワークショップの報告」でございます。まず事務局より説明をお願いします。

【事務局（後藤主事）】

10月2日日曜日に「みんなで考える自治基本条例2022」を開催いたしました。参加者は、当初22名

の予定でしたが、2名が事情により欠席となり、最終的に20名に参加いただきました。内訳は一般公募12名、団体枠8名でした。本懇話会からは4名の委員にご見学いただきました。このワークショップの内容は、本日の資料16として報告書にまとめております。本資料においては、最終案として本日提示させていただいておりますが、誤字、脱字、体裁等も含めて再度確認し、完成版を作成する予定であります。私から以上です。

【佐藤会長】

ただいま事務局より、ワークショップの報告がございました。ワークショップで出された意見につきましては、このあとの、議題で検討させていただくことといたしまして、その他何か、確認事項等がございますか。よろしいですね。それでは、突然ですが、見学された委員の皆様からご感想をいただきたいのですがよろしいでしょうか。羽田委員いかがでしょうか。

【羽田委員】

改めて、佐藤先生の話をもう一回聞いてみようということで、そこしか聞かなかったんですね。実は私のNPOから二人、ワークショップに仕事として行きなさいと言いまして、その二人が、「大変参考になった」とそういう意見を私に申ししてきたものですから、やっぱりこういうものは大事だなと思って、このワークショップの感想を読むと、私が今担っているところも含めて、非常に関係あるところが多いなと思いながら、納得しながら読んでいました。ただ、先生の話だけを聞いて、もう一回、今日また議事録が起きていたので、いろいろピンクの線を引いておきました。ありがとうございました。

【佐藤会長】

ありがとうございます。突然ですいません。加藤委員もご参加されていたかと思うのですが、ご感想をいただけますでしょうか。

【加藤委員】

なかなか具体的な内容で、皆様が意見を述べられたと思いますんで、特に生活だとか、不便を感じているだとか、そういったことを具体的に述べて、発表していたんじゃないかなと思っています。それが身近な自治基本条例の一つだと感じて聞いていました。

【佐藤会長】

ありがとうございました。それでは嶋田委員も恐れ入りますがお願いいたします。

【嶋田委員】

私は事情があって途中で抜けさせていただいたんですけども、前半後半あった中で、実際に見させていただいた前半講義も含めて、思った以上に参加されたは一般の方々は、関心があるんだな、という印象を持ちました。やはりこういった話し合いの機会や問題提起の機会というのは、普段はあまり生活では無いかなと思うんですが、やはり目の前に、市から、これから自分たちの住んでいる町を、どういうふうにしていったらいいだろうかというテーマを出された際に、自分に関わることになるというところ

で、皆さんこういった、今読ませていただきましたけれども、こうしたほうがいい、とかこれからはこういう時代だからというところも含めて、具体的な思いがあるんだなというふうに感じまして、思いは一緒なんだなというところは、確信をいたしました。ありがとうございます。

【佐藤会長】

ありがとうございます。久保田委員も参加されていたかと思うんですけども、いかがでしょうか。

【久保田委員】

私は、総括的なことよりも、技能実習生二名を参加させた立場として申し上げます。まず技能実習生二名、後日聞いたら、正直言って内容は難しかったということをおっしゃっていました。それから、ファシリテーターの方が、もう少し技能実習生に対して、分かりやすい、優しい日本語で接してくれれば。少しした発言ができたんじゃないかなという気がいたしましたが、それでも彼女たちも石狩のことをよく知れたということで、参加してよかったなという感想は、持っていました。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございます。他はいらっしゃらないですね。突然指名いたしましたのにご発言いただきありがとうございます。それでは、「報告 その他」はございませんので、「3. 議題」に移ってまいります。最初は「自治基本条例の見直しについて」、でございます。これもまず、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局（芳賀主査）】

それでは自治基本条例の見直しについて私の方から説明いたします。資料 15「自治基本条例解説修正 予定一覧」をご覧ください。前回懇話会にて解説の第 1 章第 2 条、第 2 章第 5 条、第 4 章第 10 条、第 4 章第 12 条、第 7 章第 28 条については修正内容が決定いたしました。下から 2 つ目の第 6 章第 24 条第 3 項の修正内容について、モニターに映しながら確認していただきました。第 24 条第 3 項の修正内容の確認のため再度、前文読み上げます。「市は協働のまちづくりを進める上においても、協働を担う市民の自主性や自立性を損なわないようにしなければなりません。それと同時に、これらの担い手の状況によっては、さまざまな形で支援を行うことも必要になってくるため、『必要な支援を行うことができる』という表現になっています。この表現は、市が支援を行う際には、市民が判断し、求める内容の範囲に留め、過度な関与をしないことを意味しています。『できる』ではなく『努める』などの表現とした場合、そのように努力していくことを市の原則や方針とすることとなり、市民が市の支援を求めている場合においても市は支援をしていく必要があり、市民の自主性や自立性を損なう可能性があるため、『できる』という表現を用いております。また、この場合の支援は金銭的なものに限らず、情報の発信や提供、人材育成、活動のための環境づくりなどさまざまなパターンが考えられます。」。このように修正内をまとめております。私からの説明は以上です。

【佐藤会長】

事務局から第 4 回の懇話会でいただいた意見、また、解説を修正して対応するという提案を皆さんに

お考えいただきました。その内容を資料 15 に提示しているわけですが、その点についてまず何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか、前回大分議論をいたしましたから。それをこういうふうにまとめたということですね。それでは、第 1 章から第 8 章まで全ての条文と、条例解説について一度確認したということになるわけですが再度、全内容を通して、意見、確認事項等、ございますでしょうか。後で気がついたような事があれば、この場でお出しいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

#### <「特になし」の声>

##### 【佐藤会長】

ご意見が無いようですので、本条例の内容や解説の修正についての確認については、終了したということにいたします。続きまして、「議題（２）自治基本条例懇話会報告書素案」についてでございます。これも前回少し出ましたが改めて事務局から説明をお願いします。

##### 【事務局（幸田主査）】

はいそれでは私から説明いたします。資料 14-1、1 枚めくって目次をご覧ください。前回の懇話会では、目次の黒字の部分について説明をし、ご確認いただいた部分ですが、本日の資料では、全編にわたって黒字で記載しております。本日ご協議いただく部分も含めまして、はじめから、振り返らせていただきます。まず、1 ページ目「1 はじめに」は、報告書の書き出しの部分で、佐藤会長にご協力をいただき作成した部分です。続きまして 2 ページ目「2 石狩市自治基本条例見直しの要否について」は、仮で「検討の結果、見直しの必要がない」といった旨の記載で作成しております。のちほど、ワークショップで出た意見について議論をしていただきますが、それを踏まえまして、最終的にこのようになるのかなと思うんですが、今は、仮で、見直しが必要なしといった場合の記載にしております。2 ページの後半から 4 ページまでですが「3 ワークショップにおいて出された意見について」、前回の時点では、前振りの黒字の部分のみ作成しており、今回ワークショップを終えましたので、報告書の最終案ができました。本日、ご確認ご協議いただく部分を青字で記載しております。まず「（１）石狩市自治基本条例の内容見直しについて」ですが、資料 16 をご覧ください。ワークショップの開催結果報告書です。こちらの 28 ページ「石狩市自治基本条例の内容見直しについて」、という部分の初めに、「良い点」といたしまして、五つご意見をいただいております。まず、「石狩市の基本条例は広範囲を網羅できる内容なので良い。」、二つ目、「市民にとっても市外の人にとってもわかりやすい内容である。」、三つ目、「内容も石狩市に関わる方みんなに対してのものなので、区別（差別）がない。」、四つ目、「しっかりした条例があることは素晴らしい。」、五つ目、「協働によるまちづくりのためにこの条例は大切だと感じた。」、以上の、五つです。この「良い点」に関しての懇話会の意見は、報告書に戻っていただいて 3 ページ目にございます。良い意見に対してですので、平成 29 年の報告書の懇話会意見を参考にしまして、「懇話会として、石狩市自治基本条例について、一定の評価を得ているものとして認識しました。」と、案として記載しております。

##### 【佐藤会長】

今、報告書の素案の3ページの上の方のご説明をいただきました。まず「1 はじめに」ですが、これは、前回も出ていたものと同じ内容なのですが、その後皆さんで読み直していただいて、ここが変だとかこういうふうに直したほうがいいというところがありましたらご指摘いただければと思います。

#### <「特になし」の声>

【佐藤会長】

また何かお気づきの点があれば、お出しいただくことといたします。2ページ目「2 石狩市自治基本条例見直しの要否について」は、説明がございましたように、必要なしの場合の記載です。今のところは、最終的にワークショップの結果等を見ながら、ということなので、今、詰めても仕方がないのかなと思いますので、先に進ませていただいて、「3 ワークショップ『みんなで考える自治基本条例2022』において出された意見について」であります。黒字の部分は、前回も出ていたかと思えます。「(1) 良い点」を五つご指摘いただきました。これに対して、一つの懇話会の意見の案としては、良い点をご指摘いただいたわけですので、感謝申し上げるという感じになるでしょうか、「懇話会として、石狩市自治基本条例について、一定の評価を得ているものとして認識しました」というコメントをつけてはいかがかということですが、この点いかがでしょうか。

#### <「異議なし」の声>

【佐藤会長】

ここまでは、「2 石狩市自治基本条例見直しの要否について」はペンディングですが、よろしいということにいたしましょう。3ページ「改善点」のところから事務局からお願いします。

【事務局（幸田主査）】

次に、「改善点（全体）」といたしまして、ワークショップの報告書から抜き出しております。ワークショップの報告書では28ページから29ページにわたって書かれているものをそのまま抜き出しております。「改善点（全体）」、一つ目、「子どもを対象にしたまちづくりを進めることを内容に入れる。」、二つ目、「まちづくりの将来を担う『子ども達』に視点を当てて石狩市自治基本条例の見直しを行っては如何か。」、三つ目、「未来によりフィットした条例にする。（現状の人口減少、AI、ゼロカーボンといった社会情勢を入れていく）」、四つ目、「条例は時代に合わせて改訂すべきだと思う。」、五つ目、「今よりもさらにいい条例になるように改定してほしい。」と、全体を通しての五つの意見をいただいております。このご意見に対する懇話会のご意見をご協議いただきたいと思います。

【佐藤会長】

全体に対する改善点のご意見です。一つ一つに、お答えをしていく必要があるかと思います。関連性で言えば1と2は「子どもたち」になりますかね。3、4も「時代に合わせて」とか「未来にフィットした」ということです。関連性がある。5はなかなか難しいんですけど、これらにつきまして、1から5のどれからでも結構ですが、こういう懇話会の意見にしてはどうか、というご意見があれば、お話

しいただければと思うんですがいかがでしょうか。

【久保田委員】

この意見に対して、厳しい物の言い方になってしまうのかもしれませんが、例えば「子ども」ということに限定した場合に、前々回のときに、例えば「外国人はどうなんだ」「LGBTはどうなんだ」と、それぞれまた、話が膨らんでくると思うので、前回言った「多様性」というところで、1と2は、網羅されているのではないかな、というふうに判断いたします。また3、4、5については、2ページ「2 石狩市自治基本条例見直しの要否について」のところにある、「まちづくりに関する最高規範として、必要不可欠な要素が適切に盛り込まれており」というふうに判断しておりますので、あえてここに、「時代にフィットする」だとかそういうことについても、現行の条例で十分対応できるというふうに判断いたします。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございます。私も講演でも話したつもりだったんですが、基本条例というのは基本条例でそれにぶら下がってというか、具体化するための条例として情報公開条例などが並ぶんだというお話をしたかと思うんですが、子どもたちに視点を当てた条例は石狩市があるのでしたでしょうか。

【事務局（小鷹部長）】

まだないです。子ども権利条例が今後考えられているという状態です。

【佐藤会長】

条例ですので、議会で議決しなければいけないので、市長部局だけでどうにもならないことなのですが、しかしながら、今、久保田委員からご指摘いただきましたように、全体としての基本条例であるということで、もしこの意見に懇話会としてポジティブに答えるとすれば私は市に対しての意見を懇話会として示す意味で、「子どもたちを重視した条例等を今後、制定するように努めてほしい」というようなことを言えばいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【羽田委員】

私も1、2については、先日、議会広報も配られておりましたけれど、子ども権利条例を制定するようなニュアンスの答弁がありましたし、私の周りにいる人たちも相当そういう活動している方もおりますので、やっぱりこの自治基本条例を意識して条例を作っていただければ、十分網羅していると私は思っております。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございます。では1、2については、そのような方向で、まとめることとします。正式にここに載せる文章としては、もう少し検討して、皆さんに案としてお示ししたいというふうに思います。それから3と4と5、5が難しいんですが、③と④、「時代に合わせて」とか「未来にフィットした」という意見に対してですが、今、久保田委員からご指摘いただきましたように、基本の部分ですの

で、まさに、これも子どもに関する条例等と同様に、人口減少やA IがいいのかDXがいいのか難しいところですが、あとはゼロカーボンとか、そういったことは、例えば、「基本計画や具体的な施策の中で実現をしていくということが想定されている」ということになろうかと思います。4の「時代に合わせて改定すべきだ」はまさにそのとおりでありまして、これは反論するところでありませんで、そのために、5年に1度のこの懇話会が開かれているわけです。検討させていただいて、十分、今の時代でも通用する内容になっているというふうに、お答えしていいのではないかとというふうに思います。それから5が、さっきから、難しい難しいと言っているのはですね、「さらにいい条例」の「いい条例」とは何なのかよくわからないんですね。どういうふうにしたらいい条例なのかというのが、このご意見だけでちょっと分からないので、ポジティブに答えるとすれば、「さらにこの条例を使って、素晴らしい石狩市になるように、市にもご努力いただきたい」と、いいような記載になりますかね。このようなことで、この「改善点（全体）」については、具体的にどれかを取り入れるということはできないですが、懇話会として、なるべくご納得いただけるような形の意見を作っていきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

#### ＜「異議なし」の声＞

##### 【佐藤会長】

そのように、案をまず作っていききたいと思います。その次、3ページの下の方「改善点（条文）」というところですが、これも先に説明をお願いします。

##### 【事務局（幸田主査）】

それでは次に「改善点（条文）」の意見です。こちらワークショップの報告書、29ページからそのまま抜き出しております。ご意見は二つあり、一つ目、「第2条（定義）について、まちづくり事業は、住民と市と議員の協働で行うべきである。市内に住所もなく、市税を1円も払っていない『その他の継続的な活動を行う者』を市政に介入させるべきではないので、市民の定義を見直すべき。」、二つ目、「第4条（まちづくりの基本原則）について、市民自身が『主役になりたい』と思えるような一文があると良い。」です。

##### 【佐藤会長】

これも同じく、懇話会の意見をつけていきたいと思うのですが、この点についてまず1について、いかがでしょうか、定義の部分ですけれども、何かご意見ございますか。

##### 【今野委員】

1に関して、こう言うと失礼なんですけど、若干傲慢なご意見かなと思います。僕もいろいろなところでまちづくりに関わってまいりましたが、本当に、市外の、住民じゃない方、それこそ市税を1円も払っていない方たちの客観的なご意見とかそういうものを、無視してうまくいっている例のほうが少ないですし、この、そもそも条例に書かれている市民の定義の「継続的な活動を行うもの」というところには就業されている方とかも入っており、個人として市税を1円も払っていなかったとしても企業の税が

入っているケースも多いでしょうし、これについては、私は今きついこと言い当ててしまったのですが、何か、柔らかい表現でいなせればいいかなと思います。

【佐藤会長】

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

【久保田委員】

資料4「自治基本条例解説」の3ページにまさにこの、なぜ継続的活動する個人や団体が市民なのかというところが明確な理由として書かれています。「これらの人や団体は、その行動や事業活動などを通して地域や住民と深くつながっていることも多く、新たな公共的課題を生み出したり、その活動が石狩市のまちづくりに大きく寄与することが期待される」というふうに解説しており、明確な理由だと思うので、これが根拠で「市民」だということでもよろしいんじゃないかなと思います。

【佐藤会長】

ありがとうございます。恐らく今、久保田委員がおっしゃったようなことで、説明をするかしかないのではないかと思います。また、今野委員がおっしゃるように、昔、今もそうでしょうか、まちづくりの要諦として、三つの「者」があると言われていましたよね。「ヨソ者」「ワカ者」「バカ者」とよく言われましたよね。つまり、まちづくりを進めるためには、よそ者も若者もばか者も必要だと、よく言われておりました。やっぱり地元の人には地元のことを意外と分かっていなかったりするものですから、そのよそ者たちの、新しい視点を入れていかなければならないということもあろうかと思いますので、今、久保田委員もおっしゃったようなところを引きつつ、懇話会の意見として示すということにしていきたいと思います。1は、そのようなことでよろしいですか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

では2「第4条（まちづくりの基本原則）」について、市民自身が『主役になりたい』と思えるような一文があると良い。」ということですが、これも少し分りにくいんですが、ご意見ございますか。

【羽田委員】

私は「石狩市のまちづくりは、市民が主役であるとの共通認識のもと」と出だしの一步から書いているわけですから、その部分を読まないでご意見出されたのではないかなと私は逆に思うんですが。

【佐藤会長】

そうですね。書いてあるんですが、どこに示されているかということを示して、「既に記載されています」というようなことでお答えするのがよいかなと思いますが、いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

それではこの部分は今のご意見をまとめて、文章化してまいります。続きまして「その他」です。

【事務局（幸田主査）】

次に、「その他」のご意見として、ワークショップ報告書から抜き出しております。ご意見は、二つです。一つ目、「このワークショップの目的は石狩市自治基本条例に見直しが必要か否かであると思うが、見直し内容の検討は全く予定されていない。なぜなのか答えてほしい。」、二つ目、「オープンにして内容を公開してほしい。」、です。1につきましては、ワークショップの主催は市の事務局ということで、事務局の案を記載しておりますので、皆さんにご確認をしていただきたいと思います。「このワークショップは、『石狩市自治基本条例』の意味や、まちづくりにどのように活かされているのか、また、今後の市民参加のあり方などについて、市民とともに考え、市民が本条例に触れ、学ぶ機会を創出するとともに、本条例の評価、見直しの必要性等に関する意見を収集することを目的に開催いたしました。参加者の皆さまからいただいた貴重なご意見を踏まえ、条例見直し等の検討を進めて参ります。」という案を作成いたしました。2について、懇話会のご意見もいただきたいと思います。以上です。

【佐藤会長】

1については、事務局で既に案を作っておりますが、これは報告書のどこかに書かれていませんでしたか。

【事務局（幸田主査）】

はい、ワークショップの報告書の1ページから2ページにかけて「1 みんなで考える自治基本条例の目的」の最後の段落にこのワークショップの目的が書かれておりまして、そこを使用しております。

【佐藤会長】

ありがとうございます。このワークショップの報告書の2ページの最後の段落を、ほぼそのまま持ってきたということですね。多分それで、足りているのではないかと思いますけれども、見直しが必要であるか否かということ、まさに聞こうとしたわけで、例えば、我々としては必ずしもそのご意見には、与(くみ)できないということにはなったんですが、条例についてのご意見等が出ているわけで、見直し内容の検討は全く予定されていないということは、認識が違っている気がいたしますので、事務局案のような形にしてよろしいですか。

【嶋田委員】

事務局案でよろしいかと思うのですが、このいただいたご意見、「全く予定されていない」というところに対して、何か「されています」とかもしくは「します」ということを、一言付け加えた方がよろしいのかなと思いました。これだけだと、回答にはなっているんでしょうけども、ご質問いただいた方に対して分かりやすい形にはなっていないのではないかなと感じます。

【佐藤会長】

ありがとうございます。端的に言う「予定されていましたが」ということになるわけですが、そのように、「最初に説明をしたつもりですが、通じなかった。」「それが分かっていらっしゃらなかった方がいらっしゃったのは残念です」のような感じですかね。いずれにしても確かに今、嶋田委員がおっしゃったとおりですね。そういうことでよろしいですか

#### <「異議なし」の声>

【佐藤会長】

2「オープンにして内容を公開してほしい。」、ですが、オープンにしていたよね。いつワークショップを開くということもそれから委員の募集もみんなオープンで行ってありました。これは、どういふことで、「オープンにして」ということか分からないですが、「オープンにしていた」ということにするしかないのではないのでしょうかね。また、「このワークショップの報告書やこの我々の懇話会の報告書等でもワークショップの意見を踏まえて、意見を公開しつつ、懇話会の考え方も示してオープンしております」というふうに、するしかないかなというふうに思います。

【羽田委員】

オープンにしているんですけど、多分、この質問された方は、このワークショップの報告書にも書かれていたのは、ホームページのことがいっぱい出ているなと。「石狩市のホームページは見づらい」とか結構出ているものですから、やっぱり探し切れないというか、情報を得る方法をお持ちでないというか、確かにホームページに関しては、分かりづらいなと思うことも私もありますので、よっぽど意識しない限り、なかなか取りたい情報がとりづらいんじゃないかなと、それは感じます。その辺の情報の無さで、答えるというのはすごく、私たちが難しいなと思いますね。

【佐藤会長】

ありがとうございます。

【竹口副会長】

今の件ですが、周知徹底が少ないというか、ホームページもパソコン持っている人だとかやっている方は比較的開いて見ているんですけども、一般の人はそういうことできないので、できたら広報などいろいろな周知徹底する手段をお作りするということで。ですからこの答えは、オープンにしていますが広報への掲載等によって、広く周知できるように努めますというような形にした方が良いのかなと思います。

【佐藤会長】

ありがとうございます。今、羽田委員や竹口副会長のおっしゃるような方向でまとめたいと思います。ホームページが探しにくいのはどの自治体も同じですけどね、石狩市に限らず。私もしょっちゅう、いろんな自治体の情報を探るためにホームページをまず見るのですが、すっきりと目的にたどり着

ける自治体は多くはないといえますが・・・。

【事務局（小鷹部長）】

石狩市は特に、今、羽田委員が言われたように、わかりづらいのが、実は平成 25 年から、今のシステムになっていまして、階層がぐちゃぐちゃになっているんです。それで、実はこれを整理しようとして、2 年ぐらいかけてしっかりと紐づけとあと、形も情報アクセシビリティの関係やスマホ対応とかいろいろあってその辺りが今緩い状態になっているのは確かです。そういったご指摘を実は令和 2 年くらいからいただいていて、今回リニューアルを令和 6 年中には、何とか直し切りたいなと思っています。

【佐藤会長】

では、そういうホームページの改装なども含めて市には、頑張っていただきたいと、そういうようなことも含めて、2 に対して、ただ公開していますと言うだけじゃなくて、今後ともさらに分かりやすいような内容に改善していくように、市には頑張ってくださいということにしまいたいと思います。そのほかここよろしいでしょうか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤会長】

続きまして 5 ページになりますか。

【事務局（幸田主査）】

次に、5 ページです。「ワークショップにおいて出された意見について」の「(2) 協働のまちづくりにより、理想とする石狩のまちの姿」として、ワークショップ報告書の 20 ページ、21 ページから抜き出しております。前回の平成 29 年度のワークショップでのご意見では、タイトルが違っていて、「協働のまちづくりを進めるために必要なこと、アイデア」というような内容が、平成 29 年度のワークショップの報告書には書いてあり、懇話会ではそれを取り上げまして、この意見に対する懇話会の意見を述べていたわけですが、本年度のワークショップの報告書では、20、21 ページにございますように、「協働のまちづくりにより、理想とする石狩のまちの姿」というタイトルです。ワークショップは「理想とする石狩のまちの姿」とテーマを持ってやっておりましたので、今回のワークショップでは、報告書のタイトルが、このようになっております。ワークショップの報告書では、その 13 項目を箇条書きにした後に、21 ページ中段から、そのために「必要なこと」ということで、具体的に、13 項目について一つずつ、参加者のご意見が書かれている作りになっております。そこで、今年度の懇話会として、(2) のタイトルを、「協働のまちづくりにより、理想とする石狩のまちの姿」ということにしまして、ワークショップ報告書の 20、21 ページからそのまま抜き出しました。その意見に対する、懇話会の意見として、こちらも平成 29 年度の報告書を参考にして、「ワークショップにおいて出された、この理想のまちの姿に近づくための貴重な意見やアイデアについては、市としても真摯に対応していただきたい旨、市に提言します。」という文章を案として記載しております。まちの姿として 13 個、提示がございます。ひとつずつ読み上げます。①「特に『市民が』もっと知ろうと思う」まち、②「若い世

代、転入者の方が参加しやすい『場』がたくさんある」まち、③「できる範囲で活動できる」まち、④「石狩市民も他の地域の方も石狩に愛着をもてる」まち、⑤「住みたい」まち、⑥「帰ってきたい」まち、⑦「答えと結果がわかる」まち、⑧「移動がしやすく、活動に参加したいときに簡単にできる」まち⑨「風通しがよい」まち、⑩「これからの未来を担う若者が背負う苦勞を少なくする」まち、⑪「プッシュ型広報ができる」まち、⑫「誰に言うかわかる」まち、⑬「連携して活動できる」まち、以上 13 個のご意見です。以上です。

【佐藤会長】

この 13 個が、5 ページに並んでおりまして、それに対する懇話会としての回答としては、これらの貴重な意見を、市としても真摯にこれに対して対応していただきたいということを提言するということに、してはどうかということですね。それぞれの中身についてはワークショップの報告書の 21 ページから 23 ページまで、さらに細かい意見が出ておりますので、それらも今後、参考にして、市が政策を進めていってほしいというようなことになっていきますでしょうか。文言としてはここに書いてある二行で十分かと思えますけがいかがでしょうか。

【渡邊教円委員】

最後の「ワークショップにおいて出された、この理想のまちの姿に近づけるための貴重な意見やアイデアについては、市としても真摯に対応していただきたい旨、市に提言します。」というのは、市から市に、という意味でしょうか。そこを教えてください。

【佐藤会長】

これは懇話会の提言ですので、懇話会として市に要望するということです。こういうことを変えてはどうかとか、あるいは、前に出てきた解説の部分でも、ここをこう変えてくださいとか、変えてほしいといったような提言を出すわけですが、それと同じレベルで、ワークショップでこういう意見が出たので、市の方でもこれを、真摯に捉えて、対応していただきたいというふうに、我々、懇話会が提言するのですが、「懇話会として、市に提言します」という、文言があったほうがわかりやすいということですね。はい、ちょっとその辺り、修正したいと思います。ほかに、いかがでしょうか

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

はい、それでは、ここもこのような、文言で若干修正をいたしたいと思います。ありがとうございます。4 からです。

【事務局（幸田主査）】

次に、5 ページの中段から 8 ページまでになりますが、「4 石狩市自治基本条例に関連する事項についての提言」です。これも条例の見直しが必要ないといった結論になった場合を想定して、書いておりますが、「当懇話会において、条例そのものの見直しの必要はないとの結論にいたりましたが、今

後、条例に基づくまちづくりを進化させる上で必要な事項について、次のとおり提言します。」という部分です。(1)は、『石狩市自治基本条例解説』についてで、本年度の検討結果を記載しております。前回の懇話会で、修正案も記載したほうが良い、とのご意見をいただいておりますので、前回説明したものに追加で、青字で修正案を記載いたしました。これは現在の解説に追加する部分を網かけにして、削除する部分は、横線で消すような形で修正案を記載しております。これは結果として、資料15の内容が書かれているということになりますので、読み上げは省略いたします。次に8ページ後段「(2)今後の取組について」は、これは市への提言の部分で、前回羽田委員からいただいたご意見を青字で記載いたしました。本日はそれに、何か追加があれば更に追加して記載したいと思います。9ページ以降については、懇話会開催の経過、委員名簿、開催状況、それから11ページ以降は資料集を添付する予定になっております。今回は資料は添付しておりません。以上、よろしくお願いします。

【佐藤会長】

今、お話がありました、5ページの「4 石狩市自治基本条例に関連する事項についての提言」ですが、修正の部分は前回、どういうふうに直したらいいのかまでちゃんと入れた方がよいんじゃないか、ということで、それを入れるという方向にいたしました。それを入れていただくにあたって、どこをどう直すかということが、分かるような書きぶりになっていただいております。現行のものの、消すところと、追加するところが分かるような書き方にさせていただいておりますが、いかがでしょうか。少しぐちゃぐちゃしているかなという感じはありますが、どこをどう直せばいいのかというのが、分かりやすくなると思います。こういう書きぶりですらいいでしょうか。解説書になるときは残った部分だけになるんですが、ここをこういうふうに直してくださいという資料で、後から辿っていくと、前の解説と比べると、ここはこういうふうに削って、ここはこれに加えたんだなということが、これを見れば分かりやすいものになろうかと思います。最終的にでき上がる解説は恐らく、市の方で改めて検討して作られると思いますが、その時にはこの消したり付け加えたり、という色付けは無いものになるはずですよ。よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

8ページの、「○その他」は前回も少し触れましたが、「上記で言及していない部分につきましても、担当部局で精査をし、時代の変化に応じて変更が必要な箇所については変更していただき、更にわかりやすくなるような努力をお願いします。」という文言を入れるということです。それから「(2)今後の取組について」は、前回、羽田委員から貴重なご意見をいただきましたので、これを入れるということで進めたいと思いますがいかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

その他に何かあれば、こういうことも考えてほしいということがあれば、前回も考えて出していただ

きたいとお話ししましたけれども、さらに次回の懇話会までにお気づきのことがあれば、出していただきたいと思います。もう一点は先ほどのワークショップの話で、「ワークショップにおいて、協働のまちづくりを進めるために数多くの貴重な意見やアイデアが出されました。こうした意見やアイデアについて、市としても真摯に対応していただきたいと思います。」という文章が、「(2) 今後の取組について」の中に入ります。その他に何かお気づきの点はございますでしょうか。まだあと1回ぐらいは、懇話会が予定されているようですので、それまでに何か思いついた事があれば、事務局にまず、お知らせいただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

#### <「異議なし」の声>

【佐藤会長】

これでワークショップで出された意見の検討、報告書の検討が終わりました。そうすると、次第「4. その他」ですが、事務局からご案内があります。

【事務局（幸田主査）】

今後のスケジュールについてご確認をさせていただきます。本日いただいたご意見を基にしまして、懇話会報告書の最終案を作成いたします。次回はその後決めていただいて、おそらく11月になると思いますが、第6回懇話会におきまして、最終案をご確認いただきたいと思います。最終案の修正が、微修正等がもしあった場合の、その確認の方法を、「もう一回懇話会を開く」のか、「その修正の確認は、例えば会長に一任する」だとかありまして、その確認の方法によりますが、最短で行けば、次回が最後の懇話会となる予定であります。今後については以上です。よろしくお願いします。

【佐藤会長】

大分煮詰まってまいりましたし、報告書の検討、ワークショップで出された意見の検討も行いましたので、それを文章化して皆さんにお示しする資料を、できれば早く、皆さんにお配りした方がよいのかなと思うんですが、その検討をお願いするのは、次回、第6回懇話会ということでお願いしたいと思います。日程ですが、先ほど出ましたが、11月28日月曜日、12月1日か2日と、28の週の月曜か木曜か金曜かとですが、いつがよろしいでしょうか。時間も同じで18時からです。

#### <「28日がいい」の声>

【佐藤会長】

それでは、28日にしたいと思います。ありがとうございます。では、次回、第6回、まだ確定ではありませんが、恐らく最後になる懇話会は、11月28日18時からとさせていただきたいと思います。場所については、また事務局からご連絡がいくかと思います。最後に、全体を通じて、何かございますか。

【久保田委員】

ワークショップの報告書ですが、些末なことだったので、最後になってしまったんですが、この報告

書はオフィシャルなものとして残って、開示もされますよね。なので、44 ページのアンケートの「《理由》」のところで、「リモートで入った方、〇〇さん【個人名で、削除希望のため議事録から削除】の声が聞きにくかった。」とあるので、ここの固有名詞を削除していただければと思います。以上です。

【佐藤会長】

そうですね。ありがとうございます。その他、じっくりと読んでみて気がついたことがありましたら、随時事務局にお知らせいただければと思います。貴重な意見ですね。他に何か、追加でございませんか。よろしいですか。もしよろしければ以上で、「第5回石狩市自治基本条例懇話会」を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。どうぞお気を付けてお帰りください。

2022 年 11 月 21 日 議事録確定

石狩市自治基本条例懇話会

会 長 佐藤克彦